

令和 2 年度 第 2 回
香美市障害者自立支援協議会

日時 : 令和 3 年 1 月 25 日 (月) 14 : 00

場所 : 香美市役所本庁舎 3 階会議室 1 ・ 2

日 程

1 会長挨拶

2 新型コロナウイルスワクチンの接種について

3 議 事

(1) 議題 1 第 6 期香美市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画について

(2) 議題 2 香美市移動支援事業の見直しについて

(3) 報告 1 相談支援部会からの報告

4 その他

(1) 各機関からの提案、報告等

5 副会長あいさつ

議題1 第6期香美市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について

1 香美市障害福祉計画・障害児福祉計画について

(1) 策定根拠

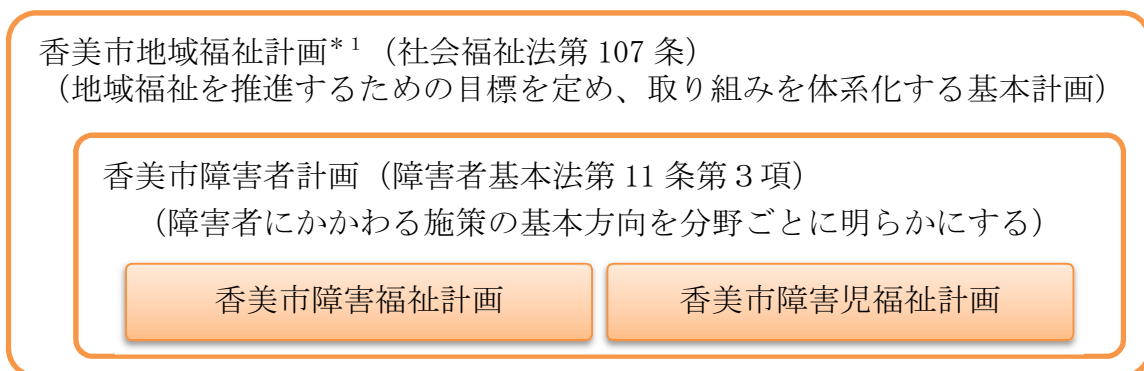
ア 第6期香美市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定された「市町村障害福祉計画」

イ 第2期香美市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」

図1-1：各計画の位置づけ



*1：地域福祉計画推進委員会において策定される

(2) 計画期間

ア 第6期香美市障害福祉計画

令和3年度から令和5年度までの3年間

イ 第2期香美市障害児福祉計画

令和3年度から令和5年度までの3年間

表1-1：各計画の計画期間

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
地域福祉計画	H30 から	→			第3期	→		
障害者計画	H30 から	→				第4次	→	
障害福祉計画	H30 から	→	第6期	→		第7期	→	
障害児福祉計画	H30 から	→	第2期	→		第3期	→	

2 計画作成部会委員

表 1-2 計画作成部会委員一覧

所属	氏名	備考
地域活動支援センター「香美」	畑 中 功 介	
香美市身体障害者連盟	福 島 富 雄	
香美市社会福祉協議会	中 谷 大 介	
障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	高 橋 佳 宏	
高知県中央東福祉保健所	山 崎 修 子	
香美市教育委員会	岡 崎 由 佳	
香美市健康介護支援課	並 川 智哉子	
香美市福祉事務所	川 渕 美 香	部会長

3 計画策定に向けての行程（取り消し線は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止又は延期となった事案）

1月 第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画における国の基本指針が示された。

3月 ~~第1回香美市障害者自立支援協議会計画策定部会（以下「計画策定部会」という。）開催~~
~~＝計画策定の概要確認~~
~~＝第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画における国の基本指針の説明~~
~~＝計画策定の方向性の検討~~
~~＝委託業務について検討~~

6月 計画策定業務委託先事業所との契約
~~＝4月から5月にかけて、入札又はプロポーザルにて委託先事業者を選定~~

~~市町村等自立支援協議会担当者会（高知県主催）（7月9日に実施）~~
~~＝高知県の第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の基本的な考え方（案）の説明~~
~~＝サービス利用量の見込み等のヒアリングや全体スケジュールの説明~~

7月 ~~第2回計画策定部会開催~~
~~＝高知県の第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の基本的な考え方（案）の説明~~
~~＝計画策定の方向性の検討~~
~~＝ヒアリングの実施について検討~~

- 7月9日 市町村等自立支援協議会担当者会（高知県主催）
－高知県の第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画について
－策定スケジュール
－国の基本的な指針の一部改正について
- 8月5日 第1回計画策定部会開催
－第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の位置づけについて
－今後の日程について
－障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針について
－第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画（素案）について
- 8月26日 令和2年度第1回自立支援協議会全体会の開催
－令和元年度 各種報告
－香美市第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画の進捗について報告
- 9月7日 第1回市町村ヒアリング（高知県実施）
－サービス利用状況、数値目標等の確認
- 9月25日 第2回計画策定部会開催
－ヒアリングの実施結果について検討（ヒアリング実施の場合）
－香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画素案の協議
- 11月9日 第2回市町村ヒアリング（高知県実施）
－サービス利用量の見込み、成果目標の確定
- 12月10日 第3回計画策定部会開催
－香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画素案の協議
－次回策定に向けての振り返り
- 1月25日 令和2年度第2回自立支援協議会全体会の開催
－香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画策定の経緯報告
－香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画案の説明
- 2月22日から3月12日まで パブリックコメント
- ~~3月 令和2年度第3回自立支援協議会全体会の開催~~
~~＝香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画案の説明~~

4 香美市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画案

別添計画書案のとおり。

5 次回策定に向けて

第3回（最終回）計画作成部会において、作成部会を通じての振り返り及び次回の作成に向けて、以下のような意見が出された。

- ① 発達障害者や精神障害者の当事者や保護者の団体から、委員又はオブザーバーとして部会へ参加できないか。
 - －アンケートの結果、意見や提案のあった方をオブザーバーとして招致してはどうか。
 - －就労世代の身体障害者にも議論に参加して欲しい。
- ② 業務委託の在り方
 - －業務委託せずに実施したことでの気づきがあった。
 - －検討会等の説明は、受託先事業者の職員ではなく、市職員の説明の方が分かりやすい。
 - －委託することによって得られる情報がどの程度の価値を持つのかが重要である。
- ③ アンケートにあまり意味を感じない
 - －障害の内容や障害者の置かれている状況は、多岐にわたるにも関わらず、同じ質問のアンケートを送付している。
 - －送付する前のアンケート内容を十分議論しておく必要がある。
- ④ 関係団体へのヒアリングやパブリックコメントは聞くだけで、具体的に計画に反映されない。
 - －ヒアリングする内容は、目的（見込んでいる課題や対策への意見など）のあるものとすべき。
 - －パブリックコメントは、当初に、既存の計画やその進捗について意見をいただかないと計画に反映しづらい。
- ⑤ 計画の進捗確認が不十分ではないか。
 - －行政の予算日程の都合から、令和3年度からの実施計画となっているものの、令和3年度予算へは、計画の内容が反映されない。
 - －計画にある目標の達成状況の確認や目標達成に向けて、専門部会を設置、開催すべき。

議題2 香美市移動支援事業の見直しについて

1 課題と対応方針

(1) 課題 – これまでにいただいた声 –

- ・事業所へ支払われる委託料（報酬）が、他の市町村と比較して安い
- ・利用可能な事業所が少ない
- ・利用できる条件等が分かりにくい

(2) 対応方針

- ・委託料（報酬）の見直し
- ・利用の手引きのようなものを作成

2 協議結果

(1) 見直しの方向性

- ア 障害福祉サービス（居宅介護（通院等介助）、重度訪問介護、同行援護、行動援護）の利用を優先する
- イ 同行援護の単価が基本となる
- ウ なるべくシンプルな単価設定が望ましい
- エ 最低賃金の変動や障害福祉サービスの報酬見直しに対応しやすい設定とすべき
- オ 早朝・夜間（PM6:00～PM10:00、AM6:00～AM8:00）、深夜（PM10:00～AM6:00）は、労働基準法に照らしても加算すべき
- カ 休日・祝日の割り増しについては、制度趣旨からも平日の利用が基本である以上、設定しない
- キ 介助者の食事代（昼食代）など見えない私費が発生も、事業所が負担していないことから報酬では考慮しない

(2) 新委託料（報酬）案

区分	基本部分	加算
身体介護の有無を廃止	1,400 円／30 分	支援時間が午後 7 時から午前 7 時に及ぶ場合は、1,000 円の加算をする。

(3) 手引き

作成した手引きは、別添のとおり。

(4) 留意事項

本会の議決をもって、要綱の改正に臨むこととなるため、委託料（報酬）の見直しについては、未確定となります。

報告1 相談支援部会からの報告

平成28年度に策定した香美市内の就労系事業所を照会する「就労系事業所パンフレット」を改訂した。
改訂したパンフレットは、別添のとおり。

○香美市障害者自立支援協議会設置要綱

平成27年3月25日

告示第57号

改正 平成29年3月22日告示第39号

改正 令和元年8月22日告示第64号

香美市障害者自立支援協議会設置要綱（平成19年香美市告示第115号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害児通所支援事業所
- (4) 障害児（者）団体等関係者
- (5) 保健、福祉及び医療関係機関
- (6) 就労支援及び雇用関係機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 県及び市行政関係部署等

(9) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

- 2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
- 3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 全体会の委員は、再任することができる。
- 5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第39号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月22日告示第64号）

この告示は、令和元年9月1日から施行する。